

厚生省保管にかかると旧軍人軍属朝鮮人
遺骨に関する若干の疑問点について

44. 7. 28

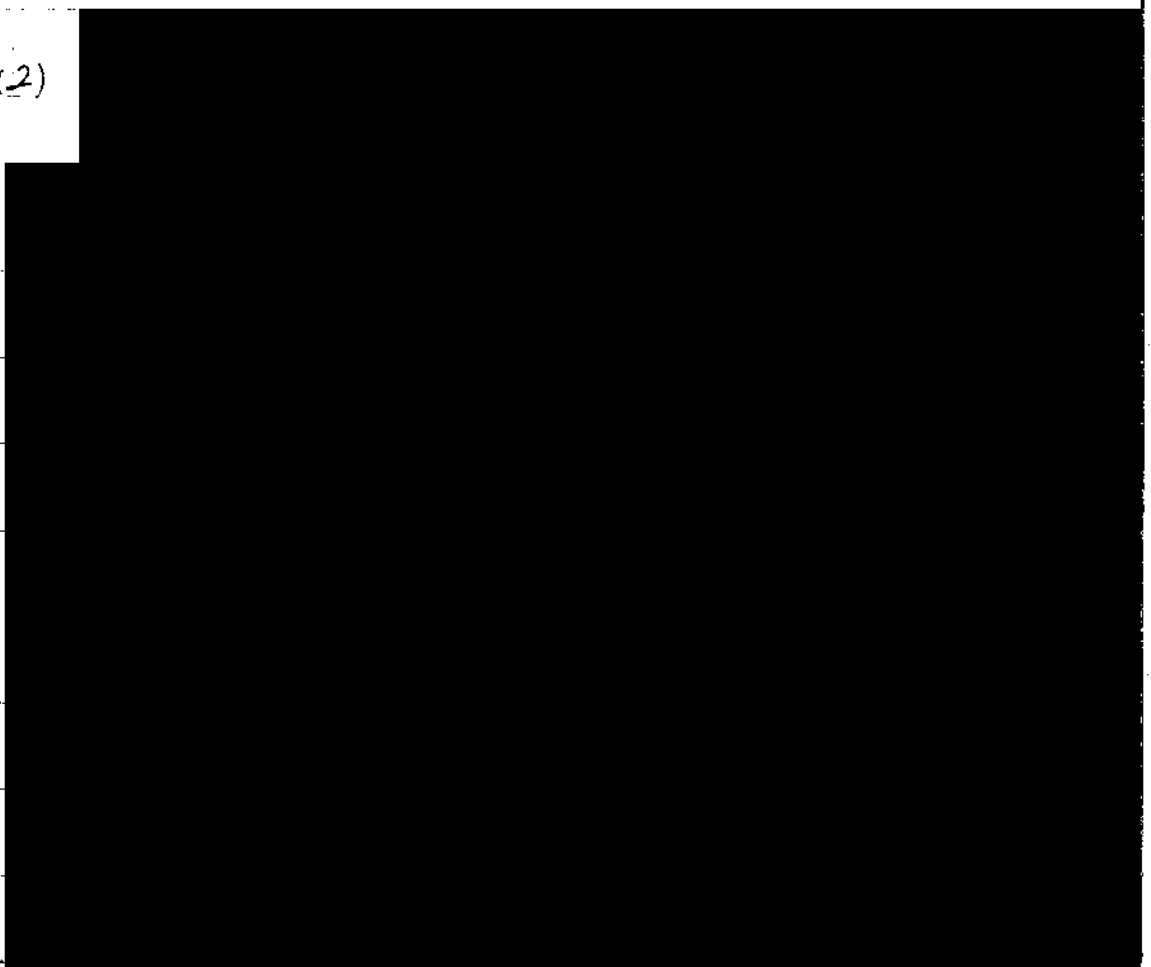
北東アジア課

I. 遺骨は所有権の対象として相続財産たり得
るか。

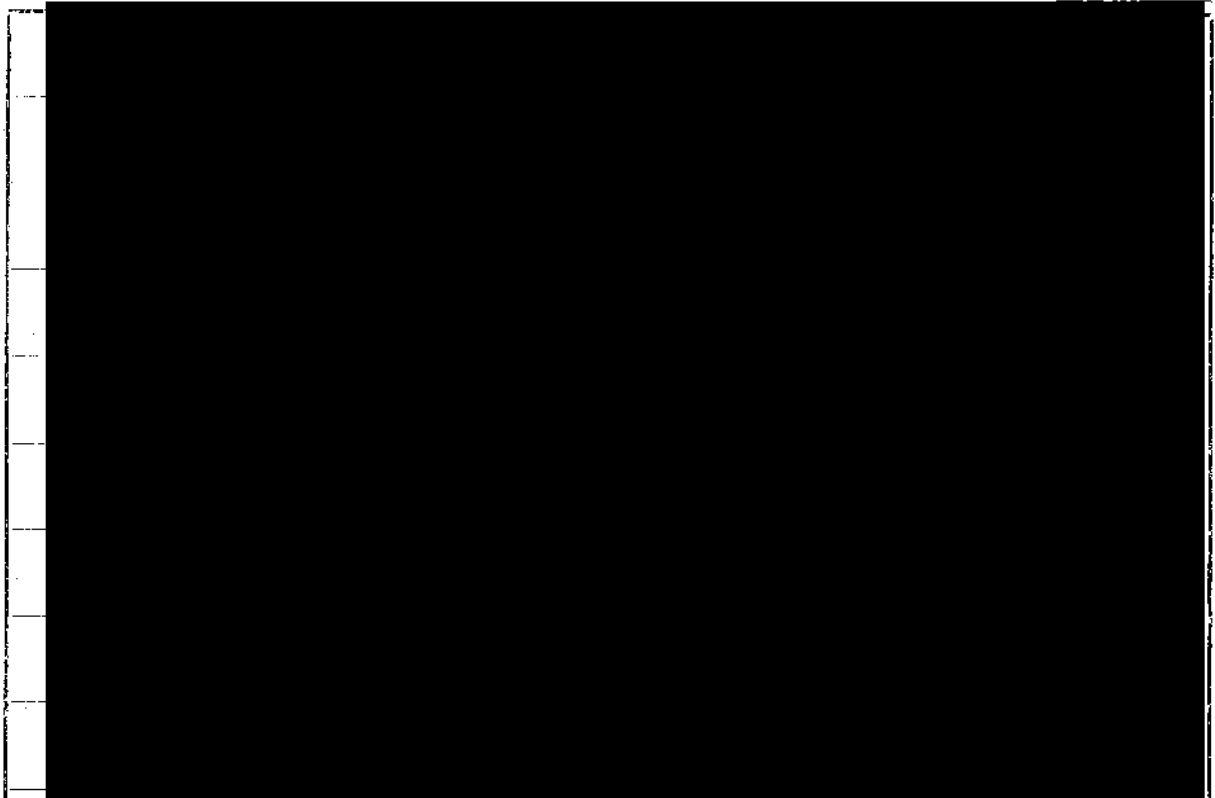
(1) 本件に関する従来の議論をみると、遺骨は
当然に相続人が相続財産としてその所有権
ないしそれに対する請求権を有することが前提

とされ そのために 本件遺骨 2331 体を一括
 韓国政府に引渡す場合には 在朝鮮の相隣
 人からの 請求 (返還請求ないし 損害賠償請
 求) に理論上対抗できない 真の問題とされ
 ている。

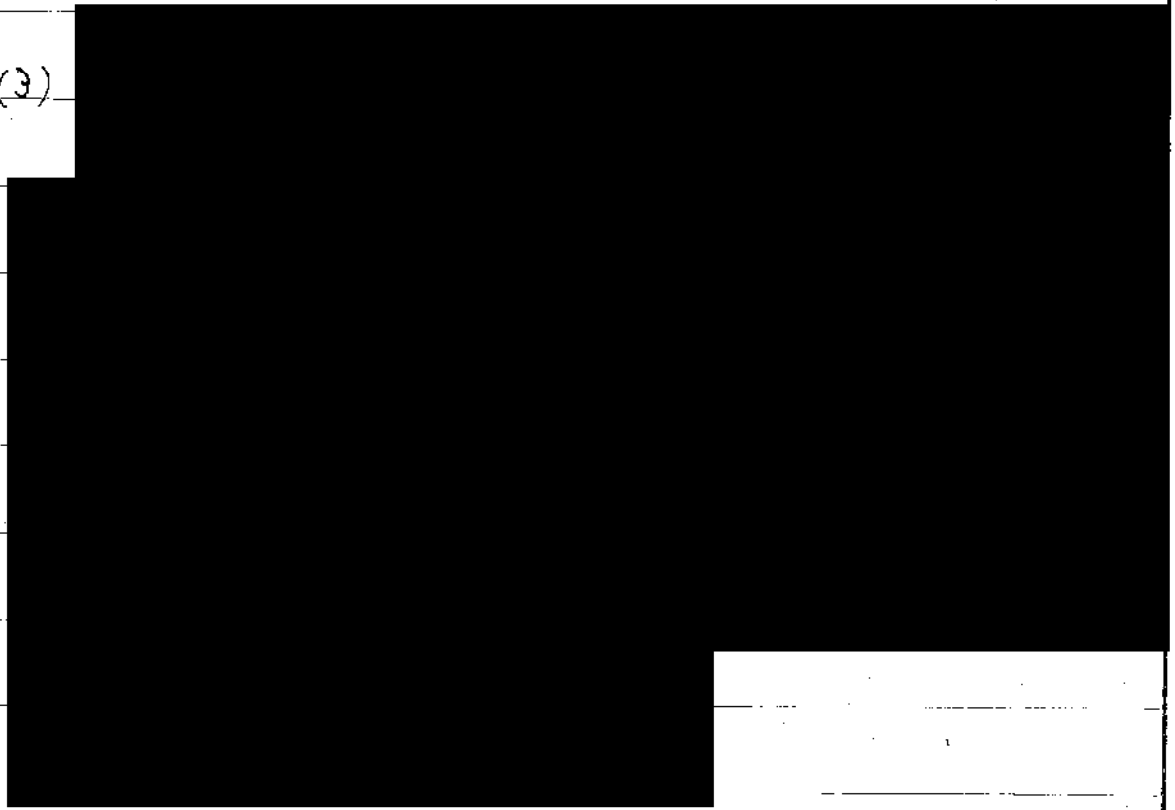
(2)



2



(3)



2

4

II 厚生省の本件遺骨保管は民法上の事務管理に

該当するか。

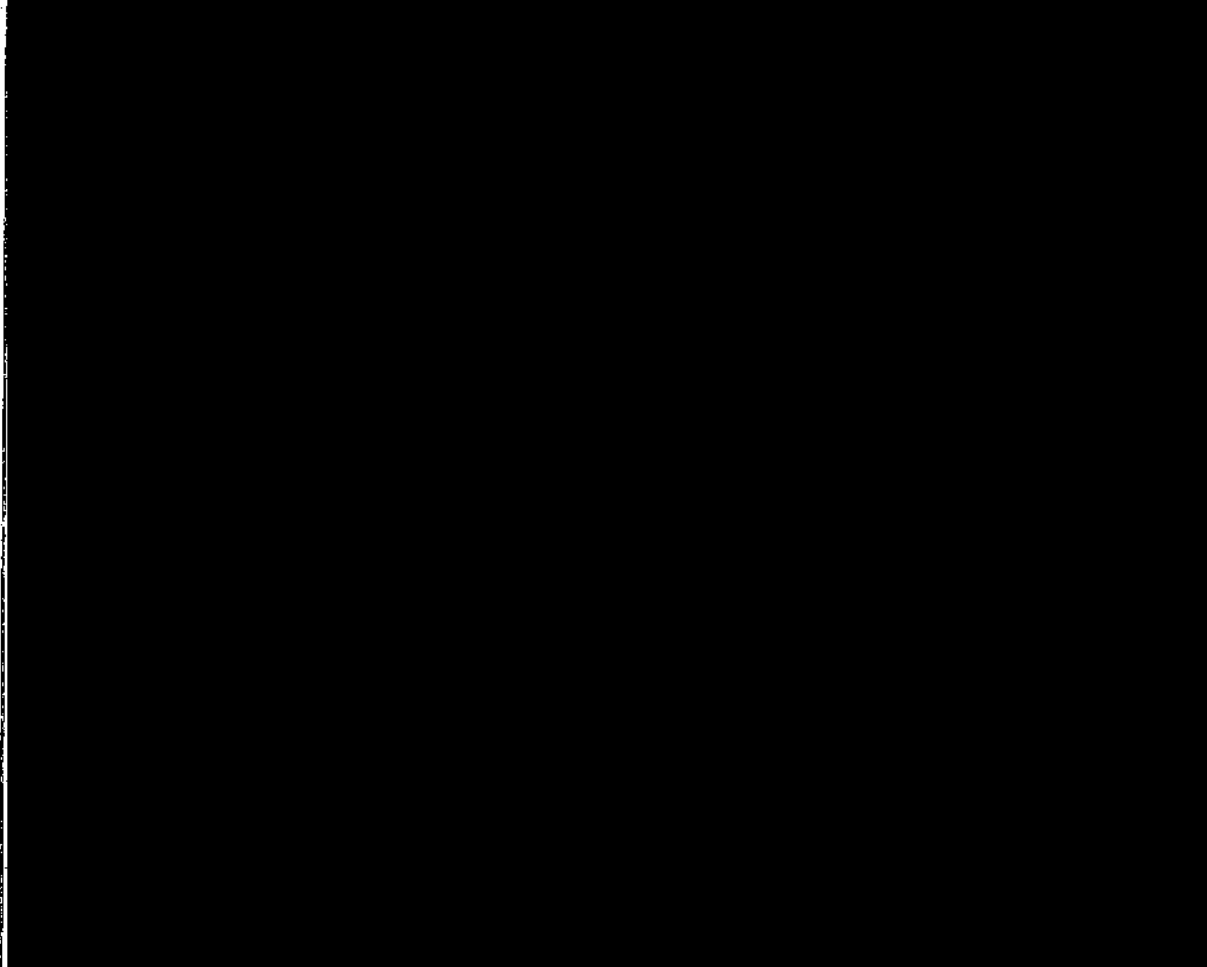
(1) 従来議論のいまま一つの問題点は遺骨の所

有権を有する相続人を確認しないうちにこれを

一括して韓国政府に引渡すことは厚生省の

管理者としての管理継続義務（民法第700条）

に違反することになるかもしれない点である。



(厚生省設置法第14条の3, 第7号

七 未帰還者等の状況調査及び死亡

処理並びに旧陸海軍関係の死亡者の

遺骨及び遺留品の処理に関する事)